

自己資本比率規制の第3の柱に係るディスクロージャー

1.自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	平成28年3月末	経過措置による 不算入額	平成29年3月末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	28,595		29,115	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,493		1,474	
うち、利益剰余金の額	27,207		27,754	
うち、外部流出予定額(△)	58		57	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 47		△ 56	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,146		1,045	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,146		1,045	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	29,742		30,160	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	23	35	30	20
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23	35	30	20
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	11	16	110	73
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	165	248	253	168
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	200		394	
自己資本				
自己資本の額[(イ)-(ロ)](ハ)	29,541		29,766	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	164,920		172,644	
資産(オン・バランス)項目	164,716		172,389	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 6,899		△ 6,111	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	35		20	
うち、繰延税金資産	16		73	
うち、前払年金費用	248		168	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 7,200		△ 6,375	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス取引等項目	203		251	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1		2	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,110		10,245	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	176,031		182,889	
自己資本比率				
自己資本比率[(ハ)/(ニ)]	16.78%		16.27%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 定性的な開示事項

1 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客さまによる出資金にて調達しております。

2 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。今後も、利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3 信用リスクに関する事項

(i) リスク管理の方法及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、「信用リスク管理要領」を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。

信用リスク管理の状況については、四半期に一度、経営会議に報告し、大口与信先については、半期に一度理事会に報告しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準書」及び「償却及び引当の計上に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(ii) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

●JCR ●R&I ●S&P ●Moody's

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(iii) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続きの概要

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める「事務指針」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「事務指針」等により、適切な取扱いに努めております。

4 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

5 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

6 オペレーショナル・リスクに関する事項

当金庫ではオペレーショナル・リスクを「業務の過程、従業員の活動若しくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により当金庫が損失を被るリスク」と認識し、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、必要に応じて経営陣による理事会等において、報告する態勢を整備しております。

7 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等またはエクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、その他投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価によって把握するとともに、運用状況に応じて経営会議に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資へのヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用指針」や「余資運用方針」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

8 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(i) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響など、ALM管理システムにより定期的に計測を行い、定期的に経営陣に報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(ii) 内部管理上使用した銀行勘定における

金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定的前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

●計測手法「GPS計算方式」

●コア預金

対象／通知預金・別段預金を除く流動性預金

算定方法／①過去5年の最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高

③現残高の50%相当額

以上3つのうち最小の額を上限

満期5年以内(平均2.5年)

●金利感応資産・負債／預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

●リスク計測の頻度／四半期(3、6、9、12月末基準)

自己資本比率規制の第3の柱に係るディスクロージャー

3.定量的な開示事項

① 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成28年3月末		平成29年3月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	164,920	6,596	172,644	6,905
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	171,818	6,872	178,753	7,150
(1)ソブリン向け	2,073	82	1,878	75
(2)金融機関向け	27,763	1,110	29,744	1,189
(3)法人等向け	29,570	1,182	35,053	1,402
(4)中小企業等・個人向け	35,751	1,430	37,586	1,503
(5)抵当権付住宅ローン	987	39	799	31
(6)不動産取得等事業向け	52,959	2,118	53,336	2,133
(7)3か月以上延滞等	822	32	711	28
(8)出資等	609	24	615	24
(9)上記以外	21,280	851	19,026	761
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	12,000	480	10,625	425
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,013	80	2,013	80
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,586	103	1,686	67
上記以外のエクスポージャー	4,680	187	4,701	188
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	300	12	263	10
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△7,200	△288	△6,375	△255
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1	0	2	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	11,110	444	10,245	409
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	176,031	7,041	182,889	7,315

(注)1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府等以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会及び農業信用基金協会のことです。

4.「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

6.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法)の算定方法
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

② 信用リスクに関する事項

(i)信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高(地域別、業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分・期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3か月以上延滞 エクスポージャー	
		合計		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		平成27年度	平成28年度
		平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
国	内	441,004	449,598	200,741	205,913	110,272	97,331	5,951	4,494
	外	338	438	—	—	338	438	—	—
地域別合計		441,342	450,036	200,741	205,913	110,611	97,769	5,951	4,494
製造業		15,400	16,123	11,900	11,523	3,500	4,600	564	211
農業、林業		1,688	2,083	1,688	2,083	—	—	12	2
漁業		61	78	61	78	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		171	157	171	157	—	—	—	—
建設業		16,302	18,421	16,302	18,421	—	—	269	257
電気・ガス・熱供給・水道業		500	500	—	—	500	500	—	—
情報通信業		78	85	78	85	—	—	—	—
運輸業、郵便業		6,864	7,046	3,670	4,170	3,194	2,876	—	—
卸売業、小売業		23,085	24,572	21,985	23,472	1,100	1,100	3,602	3,525
金融業、保険業		151,343	156,203	6,221	6,135	28,108	16,094	—	—
不動産業		50,338	50,483	49,438	49,783	900	700	9	72
物品賃貸業		1,339	1,112	1,339	1,112	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		601	614	601	614	—	—	—	—
宿泊業		2,220	2,189	2,220	2,189	—	—	—	—
飲食業		2,211	2,135	2,211	2,135	—	—	156	131
生活関連サービス業、娯楽業		1,741	1,982	1,741	1,982	—	—	3	—
教育、学習支援業		403	437	403	437	—	—	—	—
医療、福祉		7,508	7,987	7,508	7,987	—	—	3	—
その他のサービス		10,119	9,306	10,119	9,306	—	—	1,189	165
国・地方公共団体等		98,076	99,077	25,069	27,479	73,007	71,598	—	—
個人		38,007	36,753	38,007	36,753	—	—	139	127
その他		13,287	12,693	—	—	300	300	—	—
業種別合計		441,342	450,036	200,741	205,913	110,611	97,769	5,951	4,494
1年以下		102,825	95,459	56,673	59,999	13,931	6,779	—	—
1年超3年以下		71,002	105,981	33,309	37,120	12,193	10,861	—	—
3年超5年以下		38,121	38,308	25,146	25,908	10,964	12,384	—	—
5年超7年以下		45,884	63,450	18,359	17,930	25,525	37,520	—	—
7年超10年以下		121,878	88,191	19,942	19,953	46,825	29,123	—	—
10年超		38,171	38,239	37,601	37,739	70	—	—	—
期間の定めのないもの		23,461	20,408	9,707	7,260	1,100	1,100	—	—
残存期間別合計		441,342	450,036	200,741	205,913	110,611	97,769	—	—

(注)1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2.「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3.上記の「その他」は業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(ii)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

47ページの貸出金に関する指標に記載しております。

(iii) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中の増減額		平成27年度	平成28年度
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度		
製 造 業	710	131	37	△ 579	—	—
農 業、林 業	17	6	9	△ 11	—	—
漁 業	—	—	△ 1	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	511	456	△ 76	△ 55	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	△ 0	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	225	202	39	△ 23	—	—
卸 売 業、小 売 業	3,883	3,843	△ 178	△ 39	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	227	222	25	△ 5	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	△ 0	—	—
宿 泊 業	129	117	2	△ 12	—	—
飲 食 業	154	133	1	△ 20	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	3	1	△ 0	△ 1	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	7	—	7	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,430	215	△ 84	△ 1,215	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個 人	126	105	△ 25	△ 20	—	—
合 計	7,422	5,444	△ 251	△ 1,978	—	—

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(iv) リスク・ウェイトの区分ごとの
エクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成27年度		平成28年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	112,501	—	108,415
10%	—	21,203	—	19,191
20%	—	138,847	—	147,247
35%	—	2,892	—	2,343
50%	15,639	5,967	17,667	4,280
75%	—	46,806	—	48,389
100%	—	91,978	—	97,616
150%	—	310	—	245
250%	—	5,834	—	4,924
1,250%	—	—	—	—
合 計	15,639	426,342	17,667	432,654

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)およびCVAリスクは含まれておりません。

(v) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・ デリバティブ	
	平成 27年度	平成 28年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 27年度	平成 28年度
	ポートフォリオ	2,629	2,495	9,139	10,167	—
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー						
①ソブリン向け	—	—	100	100	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人向け	47	44	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	2,133	2,023	8,784	9,658	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	61	49	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	385	376	235	370	—	—
⑦3か月以上延滞等	0	0	19	37	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

自己資本比率規制の第3の柱に係るディスクロージャー

③ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

④ 出資等エクスポージャーに関する事項

(i) 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	平成27年度		平成28年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	906	906	1,011	1,011
非上場株式等	2,045	—	2,045	—
合計	2,952	906	3,057	1,011

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(ii) 出資等エクスポージャーの 売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
売却益	0	—
売却損	0	0
償却	0	—

(iii) 貸借対照表で認識され、かつ、 損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
評価損益	309	406

(iv) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない 評価損益の額

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
評価損益	—	—

⑤ 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

区分	運用勘定	
	金利リスク量	
	平成27年度	平成28年度
貸出金	740	898
有価証券	1,489	1,174
預け金	866	1,040
コールローン等	—	—
その他	—	—
運用勘定合計	3,097	3,113
銀行勘定の金利リスク	2,887	2,713

(単位:百万円)

区分	調達勘定	
	金利リスク量	
	平成27年度	平成28年度
定期性預金	△ 47	△ 118
要求払預金	△ 154	△ 274
その他	△ 8	△ 7
調達勘定合計	△ 210	△ 400

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックをパーセンタイル値(保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額による金利リスク量)として銀行勘定の金利リスクを算出しております。

なお、市場金利がマイナスの値については、極小値(0.000001)に置き換えて算定しております。

2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。

3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク(2,713百万円)=運用勘定の金利リスク量(3,113百万円)+調達勘定の金利リスク量(△400百万円)